分ごとの伸び率（算定の過程及び当該伸び率に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\sqrt{(a / b)} \times 0.3746$

［略］

ロ　指定都市以外の市町村の基準額

算式

$(A \times B) \times 0.75$

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した自動車取得税交付金の伸び率（算定の過程及び当該伸び率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\sqrt{(a / b)} \times 0.3746$

［略］

（環境性能割交付金の基準額の算定方法）

第三十八条の二　改正後地方税法第百七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる同法第百四十五条第一号に規定する環境性能割に係る交付金（以下「環境性能割交付金」という。）の基準額は、指定都市にあつては第一号に定める方法によつて算定した額とし、指定都市以外の市町村にあつては第二号に定める方法によつて算定した額とする。

一　指定都市の基準額

算式

A ＋ B ＋ C ＋ D

算式の符号

A　次の算式によつて算定した額に 0.75 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$a \times 0.95 \times 0.47 \times 0.5 \times b / c$

算式の符号

a　当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県按分額（第 24 条の 2 の算式によつて算定した額をいう。以下この条において同じ。）

b　当該市町村が管理する市町村道（地方税法第 143 条第 1 項に規定する市町村道をいう。以下この号において同じ。）の延長として総務大臣が調査した数

c　当該市町村を包括する都道府県の区域内に存する市町村道の延長として総務大臣が調査した数

B　次の算式によつて算定した額に 0.75 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

分ごとの伸び率（算定の過程及び当該伸び率に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\sqrt{(a / b)} \times 0.7172$

［同左］

ロ　指定都市以外の市町村の基準額

算式

$(A \times B) \times 0.75$

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した自動車取得税交付金の伸び率（算定の過程及び当該伸び率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\sqrt{(a / b)} \times 0.7172$

［同左］

［新設］